

Client Alert

2021年3月

For further information, please
contact:

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@WongPartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
eddie.chuah@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせ
Yoko Inoue(井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシア：腐敗防止委員会法セクション17A、 新しい企業責任規定に基づく最初の起訴事例

概略

マレーシア腐敗防止委員会 (Malaysia Anti-Corruption Commission:「MACC」) は、321,350 マレーシアリングット相当を下請け契約獲得のために供与した企業とその取締役を新しい企業責任規定に基づいて起訴した。

これは、新しい企業責任規定における最初の事例であり、2020年6月1日に施行された2009年腐敗防止委員会法 (Malaysia Anti-Corruption Commission Act 2009) セクション 17A (「セクション 17A」) に基づく、MACC の企業の違反行為を執行するという MACC の意向を明確に示している。

これを踏まえると、営利団体は、セクション 17A の違反行為に対する法的防御策として、「適切な手続き」を導入するための措置を早急に講じる必要がある。

詳細

オフショアのメンテナンス会社がセクション 17A に基づいて起訴された最初の企業となった。MACC は、2021年3月17日の報道発表で、同社が下請け契約獲得のために支払った賄賂の疑いに関連して、同社の現取締役を更なる調査のため招集したことを確認している。

2021年3月18日、同社がセクション 17A に基づき、起訴されたことが報道された。当該賄賂は、セクション 17A が施行された後の2020年6月29日から10月14日の間に行われたとされる。

セクション 17A では、営利団体の関係者が、営利団体の事業や利益の獲得や保持の目的で、不正に報酬 (gratification) を与えた場合、営利団体は犯罪行為



を犯したこととなる。本犯罪行為には、賄賂価値の 10 倍以上または 100 万マレーシアリングットのいずれか高い方の罰金、および/または最長 20 年の禁固刑という厳しい罰則が科される。

さらに、有罪判決を受けた場合には、営利団体の取締役、管理者、経営者は、他に証明されない限り、同犯罪を犯したものと見なされる。

唯一の法的防御策は、営利団体が関係者の腐敗行為防止のために「適切な手続き」を導入していたことを証明することである。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

本事例は、全ての営利団体は、セクション 17A に基づく法的防御策として、「適切な手続き」を用いた強固なコンプライアンス計画実施のために、措置を早急に講じる必要性を暗示している。